

財団法人 **大学基準協会**
Japan University Accreditation Association

巻頭言

世界に通用する大学



西野 仁雄

大学基準協会副会長
名古屋市立大学 理事長・学長

現在の我が国には、少子高齢社会、産業の空洞化、閉鎖的社会システム、行政の壮大な無駄、リーダー不在、医療、教育等、課題が山積している。状況が悪くても、それを改革し、克服していく意志と方向性が明確であればまだしも、そうでないところが大きな問題である。

近代日本には、明治維新、戦後民主主義という大きな社会変革があった。しかし両者ともに自ら勝ち取ったものでなく、外から与えられたものであり、そういう意味からは革命とはほど遠い。優秀な日本人はこれらの変革をうまく受け入れ、対応してきた。明治維新当時は200年に亘る鎖国状態からの開放ということもあって、国を如何に維持し発展させていくかという“志”があったが、戦後民主主義は、一方で国体の維持という問題に焦点があてられ、他方で経済のキャッチアップに邁進し、重要なものを置き去りにしてきた。

民主主義の原点は“個”の尊厳である。個人を尊重し、その自由を保障することが出発点である。しかし自由の裏には厳粛な義務と責任が伴う。戦後65年の今日、大方の世代が戦後生まれとなり、個の尊厳と自由をき違える風潮も多々見られるようになっていく。

私たち人間は、社会と接点をもつことによって、先祖から受け継いだ遺伝子が多様に発現され、一つの形質、個、人間として成長していく。このとき、脳が発達する幼少期の環境が、その後の人格形成や能力の開花に

大きく影響することは論を待たない。

教育は、可能性を引出すこと、感動と勇気を与え次世代を育成すること、すなわち未来づくり、国づくりの原点である。従って、教育には高い理念が求められるとともに、そのシステムは常に見直され、改善・改革されなければならない。当然多大な公財政支出が必要である。

現在の我が国の教育は輝いているだろうか？残念ながらイエスとはいえない。初等教育には、教育現場の荒廃、教師の疲弊、モンスターペアレンツ、教育委員会のあり方、予算不足等、多くの課題があり、高等教育にも、学力低下、質保証、国際化、大学院の充実、経費削減等、課題山積である。問題はこれらを解決しようとする長期戦略が立っていないことだ。

大学基準協会は国立、公立、私立の大学が加わる我が国唯一の認証組織である。大学の基準の策定、評価、改善等に地道に取り組んできた。平成16年度から機関別認証評価が義務化された。しかし現在のようない内向けの、形ばかりの評価や議論をしていて、日本の大学が生き延びていけるだろうか。欧米諸国はもちろんのこと中国も、アジア、中東、アフリカ地域に夫々の大学やサテライトキャンパスを設け、自国の教育・文化を浸透させ、国家間の友好と経済産業の連携を視野に入れた大学づくりを行っている。今こそ、長期戦略に基づき、国際社会の中で逞しく生きていく大学づくりが求められている。

平成21年度機関別認証評価・各専門職大学院認証評価終了 — 認証評価結果を公表しました —

3月12日開催の第103回評議員会の同意及び臨時理事会における審議を経て、平成21年度の大学評価・短期大学認証評価・法科大学院認証評価・経営系専門職大学院認証評価の結果が決定されました。この結果をもって、大学評価申請57大学、短期大学認証評価申請2短期大学、法科大学院認証評価申請2大学、経営系専門職大学院認証評価申請10大学は、学校教育法上に規定されている認証評価を受けたことになります。

なお、評価結果については、本協会のホームページ (<http://www.juaa.or.jp/>) に全文を公表しています。

[大学評価]

評価の結果、大学基準に適合していると認定した大学

- ① (私) 愛知淑徳大学
- ② (私) 藍野大学
- ③ (公) 青森県立保健大学
- ④ (公) 愛媛県立医療技術大学
- ⑤ (私) 奥羽大学
- ⑥ (私) 神奈川大学
- ⑦ (私) 北里大学
- ⑧ (私) 岐阜聖徳学園大学
- ⑨ (私) 共愛学園前橋国際大学
- ⑩ (私) 京都外国語大学
- ⑪ (私) 京都産業大学
- ⑫ (私) 京都橘大学
- ⑬ (私) 国立音楽大学
- ⑭ (私) 皇學館大学
- ⑮ (私) 神戸海星女子学院大学
- ⑯ (公) 神戸市看護大学
- ⑰ (私) 神戸松蔭女子学院大学
- ⑱ (私) 神戸女子大学
- ⑲ (公) 静岡県立大学
- ⑳ (私) 順天堂大学
- ㉑ (私) 城西大学
- ㉒ (私) 上智大学
- ㉓ (私) 情報セキュリティ大学院大学
- ㉔ (私) 昭和薬科大学
- ㉕ (私) 聖カタリナ大学
- ㉖ (私) 成蹊大学
- ㉗ (私) 聖心女子大学
- ㉘ (私) 聖マリアンナ医科大学
- ㉙ (私) 聖隷クリストファー大学
- ㉚ (私) 高崎健康福祉大学
- ㉛ (私) 中央大学
- ㉜ (私) 東京歯科大学
- ㉝ (私) 東京慈恵会医科大学
- ㉞ (私) 東京女子大学
- ㉟ (私) 東京電機大学
- ㊱ (私) 東京都立大学 (旧武蔵工業大学)
- ㊲ (私) 東北福祉大学
- ㊳ (私) 東洋英和女学院大学
- ㊴ (私) 常磐大学
- ㊵ (私) 豊田工業大学
- ㊶ (公) 長崎県立大学
- ㊷ (私) 名古屋外国語大学
- ㊸ (私) 日本赤十字看護大学
- ㊹ (私) ノートルダム清心女子大学
- ㊺ (私) 白鷺大学
- ㊻ (公) 広島市立大学
- ㊼ (公) 福井県立大学
- ㊽ (私) 藤女子大学
- ㊾ (公) 宮崎公立大学
- ㊿ (私) 明治学院大学
- ① (私) 明治薬科大学
- ② (私) 安田女子大学
- ③ (公) 山形県立保健医療大学
- ④ (私) 山梨英和大学

評価の結果、保留とした大学

- ① (私) 城西国際大学
- ② (私) 洗足学園音楽大学
- ③ (私) つくば国際大学

再評価の結果、大学基準に適合していないと判定した大学

- ① (私) 身延山大学

[短期大学認証評価]

評価の結果、短期大学基準に適合していると認定した短期大学

- ① (公) 静岡県立大学短期大学部
- ② (公) 福山市立女子短期大学

[法科大学院認証評価]

評価の結果、法科大学院基準に適合していると認定した法科大学院

- ① (私) 龍谷大学法科大学院

評価の結果、法科大学院基準に適合していないと判定した法科大学院

- ① (私) 愛知学院大学法科大学院

[経営系専門職大学院認証評価]

評価の結果、経営系専門職大学院基準に適合していると認定した経営系専門職大学院

- | | | |
|-------------------------|-------------------|---------------|
| ① (私) 甲南大学大学院 | ビジネス研究科 | 会計専攻 |
| ② (国) 東京工業大学大学院 | イノベーションマネジメント研究科 | 技術経営専攻 |
| ③ (国) 東京農工大学大学院 | 技術経営研究科 | 技術リスクマネジメント専攻 |
| ④ (私) 日本工業大学大学院 | 技術経営研究科 | 技術経営専攻 |
| ⑤ (株) ビジネス・ブレイクスルー大学院大学 | 経営学研究科 | 経営管理専攻 |
| ⑥ (私) 法政大学大学院 | イノベーション・マネジメント研究科 | アカウンティング専攻 |
| ⑦ (私) 明治大学専門職大学院 | 会計専門職研究科 | 会計専門職専攻 |
| ⑧ (国) 山口大学大学院 | 技術経営研究科 | 技術経営専攻 |
| ⑨ (私) 早稲田大学大学院 | 会計研究科 | 会計専攻 |

評価の結果、経営系専門職大学院基準に適合していないと判定した経営系専門職大学院

- ① (株) LEC東京リーガルマインド大学大学院 高度専門職研究科 会計専門職専攻

第6回大学評価（機関別認証評価）を終えて

清水 一彦

大学評価委員会副委員長
筑波大学副学長

認証評価が制度化されて早7年目を迎えた。7年に一度の機関別評価が義務化されているので、どの大学も次年度で一回りすることになる。そのためか、平成21年度に本協会の大学評価（機関別認証評価）を受けた大学は57大学と前年度を13大学も上回り、その評価作業はさらに困難をきわめた。半年以上の長期にわたる評価作業の結果、本年度は57大学中54大学が評価基準である「大学基準」に適合し、残りの3大学については判断を保留して3年後の改善状況をみて再評価することとなった。保留となった大学の中には、学生定員充足状況や財務状況によるもの、あるいは管理・運営や教員組織さらには点検・評価に関する事項も含まれていた。

すべての国公私立大学に共通する機関別の認証評価制度は、高等教育の水準の維持向上のために導入された公的な質保証システムの1つである。それは、事後確認型のシステムであった。これにより、わが国の高等教育における公的な質保証システムは、従来の設置基準や設置認可審査による「事前規制型」から認証評価を加えた「事前規制及び事後確認の併用型」へと大きく転換することになった。この大転換において、大学の多様性が配慮され、恒常的な大学の質保証が求められたことを忘れてはならない。つまり、質保証における「多様性」と「恒常性」というキーワードである。

これまでの6年間にわたる本協会の認証評価が、果たしてこの「多様性」と「恒常性」をどのように担保してきたのか、また担保できたのか。この観点から、今回の大学評価を振り返ってみたい。まず、多様性の確保については、できるだけ各大学の個性や多様性を尊重しようとする意図がはっきりと打ち出されたといえる。認証評価には設置基準の遵守が盛り込まれており、わが国の認証評価が「民のシステムに官のシステムを組み込む」という制度の特質を生み出しているために、設置基準にみられる客観的な数量基準や統一的な事項については、横並びで評価することはある意味では当然である。しかし、それ以外の定性的な事項や部分については、できるだけ各大学の特性や実態に応じて弾力的に取扱い、評価していくという視点が重要になってくる。評価員を対象とした今回の研修においてそれがどれだけ浸透したかは計るべきものはないが、一連の評価プロセスや評価作業を通じて感じたことは、他の大学では当たり前なことでも、当該大学の理念・目的に沿って特色ある活動であるというものについては、評価結果に取り上げようとする努力がなされたと思う。とはいえ、全体としては、依然として多くの大学において長所部分より助言部分が多く見受けられ、各大学の個性や特性を十分に反映できたものであったかは多少疑問が残るところである。このことは、他の認証評価機関においても同様と思われ、わが国の特性といってもよい農耕民族の「叱って育てる」面が強く表れている。「褒めて育てる」狩猟民族

からも少しは学ぶべきではないかと考える。

もう一つの恒常性の確保については、この間の大学設置基準や大学院設置基準の度重なる改正によって、設置基準も徐々に整備されつつあるが、必ずしも十分なものとはいえない。それは国際的通用性を視野に入れた高等教育の質や学位の質保証、さらには学生本位の視点などの欠如に象徴される。こうした国際的視点や学生本位の視点から、高等教育の水準を維持しようとした場合、わが国のとくに大学院における学位制度の整備が急務とされる。すでに前号において、鈴木典比古大学評価委員会委員長からも指摘されたように、大学院改革の途上により、評価結果において多くの共通した改善事項が昨年同様に今回もみられた。中でも議論となったのが、博士課程満期退学者への課程博士学位の授与に関してであった。本協会としては、満期退学者が長期間経過後に論文を提出して課程博士の学位を取得することは、関係法令の解釈からみても容認することはできないというスタンスを確認しつつある。しかし、こうした運用状況は多くの大学にみられ、一律に是正勧告をするのも混乱が大きいと判断し、今回は助言にとどめ、次期認証評価サイクル開始までに明確な判断を明示することとなった。

この問題は、本協会をはじめ他の認証評価機関がそれぞれ判断を下すべき性質のものではなく、国として一定の基準を明示すべきであると考え。論文博士制度のないアメリカでは、そうした学生はABD(All But Dissertation)学生として扱われ、コースワークを修了して論文提出だけが残っているABD学生が多数存在している。彼らには論文審査に合格すれば課程博士が授与されることになっている。わが国の大学院修了制度には、単位取得と修業年限それに論文審査合格が課されており、このうち修業年限がその障壁になっている。標準修業年限は一律に規定されているが、各大学における修業年限は個別に設定されており必ずしも一様ではない。学位制度に係る恒常性の確保は、現在、中央教育審議会でも検討されている大学院教育の実質化や学位プログラムを中心とする大学制度づくりの中で統一的に適切な検討が望まれる。

次年度はいよいよ第一サイクルの最終年度である。本協会においても、多様性の尊重と恒常性の確保に寄与する認証評価制度の充実をめざして、国際的にも通用し、学生の視点に立った高等教育や学位の質保証に向けた新たな評価基準が策定されようとしている。本協会及び大学評価委員会は、これまでの長い間の評価活動経験や実績に基づき、各大学の個性と特性を生かしながら、また各大学の个性的発展を支援する方向で、高等教育の質保証を追求していきたいと考えている。

第3回短期大学認証評価を終えて

小口 春久 短期大学評価委員会副委員長
日本歯科大学東京短期大学 学長

短期大学は、「深く専門の学芸を教授研究し、職業又は実際生活に必要な能力を育成すること」(学校教育法第108条)を目的とする高等教育機関である。この使命を果たすため、各短期大学に課せられた責務は、教育研究活動を活性化させ、それらを恒常的に検証し、社会のニーズに合致するよう、改善していくことである。また、社会に対して十分な説明責任を果たしていくことも、極めて重要である。財団法人大学基準協会が実施する短期大学認証評価は、本協会の定める基準に基づいて、当該短期大学の改革・改善を側面から支援し、各短期大学が、個性、特徴を發揮しながら多様な発展を遂げることが出来るよう、教育研究の質を社会に保証することを目的としている。

最近の短期大学を取り巻く社会環境は極めて厳しく、昨春の短期大学の志願者は全国で1万1千人減少し、定員割れの学校は69.1%と報告されている。このような厳しい環境の中においても、大学の教育、研究、管理運営及び施設・設備などの充実が常に求められており、短期大学は第三者から定期的に認証評価を受けることも義務化されている。

短期大学の特徴としては大学と比較しても実学志向性がより強く、地域密着型の場合が多い。そのように、地域にとけ込んでご努力されている実態をつぶさに観察し、その評価を的確に行っていくことも極めて大切であることは論を待たない。地域から高い評価を受けている短期大学ほど、勢いがあり、社会から人気が高いというのも至極当然のことである。学生定員確保のためにも、今後、なお一層の努力が必要であろう。

財団法人大学基準協会による短期大学の認証評価事業は3年目を迎えた。平成21年度は公立の福山市立女子短期大学と静岡県立大学短期大学部の2つの短期大学から申請があり、短期大学評価委員会において評価した結果、両短期大学ともに大学基準協会が定める短期大学基準に適合していると認定された。

今年度は、評価対象の短期大学学長が本評価委員会の委員長であったため、委員会に同席出来ないことが多く、私が委員長の代行をすることが少なくなかった。福山市立女子短期大学は、公開講座や伝統文化の継承活動など、社会貢献を積極的に行い、完全に地域

に根ざした短期大学であることが高く評価された。また、静岡県立大学短期大学部は、併設の4年制大学においても評価を申請されていたので、まず、分科会時にそれぞれの主査が管理・運営等の共通事項に関して意見交換を行い、意見の統一を図った。同短期大学は、広い敷地に充実した、素晴らしい施設・設備を完備しており、教育環境は整っており、学生は幸せであると感じた。地域との連携も積極的に行っておられる点も高く評価された。

今回、短期大学の認証評価で感じた点について以下に述べてみたい。まず、特記すべき事項は、ご多忙にもかかわらず、短期大学評価委員会委員の先生方から惜しみない献身的なご努力、ご理解及びご協力を頂いたことである。それに勝るとも劣らない大学基準協会事務局のご尽力は筆舌に尽くしがたい。事務局がしっかりしているとこれ程までにスピーディーに無駄なく、的確にことが運ぶのかと改めて思い知らされた。屋台骨がしっかりしていることが、評価事業には特に重要であると再認識させられた。

次に、今回の福山市立女子短期大学のように平成23年度から4年制の大学に移行するような場合、評価をいかに行うべきかという問題である。基本的な事項に差異はないと思われるが、施設と設備などが老朽化しており、既に移転することが決まっている場合など、助言すべきなのか否か判断に迷う想定外のことも起こってくる。これが、現在の短期大学の一面であり、宿命であるのかもしれない。

各短期大学は建学の精神や理念に基づき、目的を明確に定めるとともにそれを具現化する教育目標を設定することが求められている。そして、自ら掲げる理念、目的及び教育目標の達成を図るため、日常の活動、組織及び管理運営などの見直しを常に図り、各短期大学が多様かつ個性的に発展し、充実していかれることを切に願って止まない。

最後に、精力的に評価作業をご支援頂いた事務局の皆様方と評価事業に多大のご理解とご協力を頂き、評価結果に基づいて、改善の惜しみないご努力をされておられる各短期大学に対して御礼と深甚なる敬意を表したい。

第3回法科大学院認証評価を終えて

加藤 雅信 法科大学院認証評価委員会副委員長
上智大学法科大学院教授

大学基準協会による法科大学院認証評価も3年目を迎え、長かった一年も終わりを迎えようとしている。認証評価を受ける側にとっても、認証評価をする側にとっても、けっして平坦な一年ではなかった。

法科大学院の設立は、平成16年度に始まり、平成17年度にもいくつかの法科大学院が設立された。法科大学院の認証評価は、学校教育法第109条第3項を根拠に行われているが、学校教育法施行令第40条は、「……学校教育法第109条第3項の政令で定める期間は5年以内とする」と規定している。そこで、各法科大学院は、認証評価を、設立から5年以内に受けなければならないので、平成16年度設立の法科大学院は昨年度までに、平成17年度設立の法科大学院は本年度までに認証評価を受け、すべての法科大学院が最初の認証評価を終了したこととなる。かくして、最初の1クールは、完結した。

大学基準協会では、これまで、平成19年度に2校、平成20年度に14校、本平成21年度に2校が認証評価を受けている。その計18校のうち、認証評価の結果が適合であったものは8校、不適合10校という、なかなか厳しいものとなった。しかも、適合校のうち、改善についての付記がなかったものは3校にとどまることを考えると、いろいろな意味で、法科大学院教育には厳しいものがあることが窺われる。

当初、司法制度改革審議会意見書では、「例えば」という多少奇妙な枕詞つきで、「約7～8割」の合格率となることが謳われていた。しかし、当初に認可された法科大学院の数とその定員をみれば、7～8割という合格率が土産物屋が売る土産の上げ底のようなものなどということは、一目瞭然であった。かりに7～8割の合格率であれば、かなりゆったりとした教育であっても、法曹資格を得ることは可能であろう。そして、法科大学院制度の建前をみると、この7～8割の合格率を前提として、すべてが設計されているかのように見える。

しかし、当初から、平成18年の第1回の新司法試験の合格率は48%で、5割を切っていた。そして、平成21年の第4回新司法試験では、出願者数比合格率21%、

受験者数比合格率28%であった。実に、7～8割の者が失敗していることになる。

法科大学院にくる学生は、みな法曹になることを願っている。目の前にいる生身の学生をみている現場の教師は、できるだけ教え子の希望を叶えたい、と願う。法科大学院にきて法曹資格を取得しないことは、少なくともその学生の当初の目的は達成できなかったこととなる。落ちるのは、落ちた者が悪いと言い切れる剛の者の教師もいないわけではないが、心優しい者は、なんとかしてあげたいと願うのが通例である。

ここに、建前としての教育理念と、現実のニーズとのギャップが生まれる。このギャップの間に、学生も、現場の教師も落ち込まざるをえないが、それは認証評価機関にしても同様である。その結果が、前述した、過半が不適合校、付記なしの適合校17%という結果である。

本年度を含め、過去3年の認証評価結果をみると、それぞれの法科大学院が、あるべき教育理念と、合格したいという学生の切なる願いの狭間で苦闘していることがひしひしと感じられる。開き直った感もある例外校がないわけではないが、不適合といわれた法科大学院の教員のなかには、あるいは改善策の付記がつけられた法科大学院の教員のなかには、おそらくは、こんな制度に誰がした、という思いを抱かれた向きも、少なからずあったのではないかと推測している。

教育理念に対する誠実さと、目の前の学生に対する誠実さが、ときに両立しがたい現実のなかで、制度の無理を知りつつ、教育を受けている学生諸君、教育にあたる現場の教師たち、認証評価を受けられた法科大学院の方々、認証評価にあたっていただいた先生方、そしてその作業を支えて下さった事務局の方々に私が贈ることができるのは、言葉は無力だとは思いつつも、衷心からの連帯の意だけでしかない。言葉の無力さを意識しつつも、それぞれの立場から精一杯の努力をして下さった方々に、心からの感謝の意と、連帯のエールを送りたい。

第2回経営系専門職大学院認証評価を終えて

西村 吉正 経営系専門職大学院認証評価委員会副委員長
早稲田大学商学研究科教授

専門職大学院は、学校教育法に基づき、大学全体に対する7年ごとの機関別認証評価に加えて、5年ごとに認証評価を受けることが義務付けられている。経営系専門職大学院については、昨年度の10大学10専攻に引き続き、今年度も10大学10専攻が本協会の認証評価を受けた。昨年度の10専攻はすべて適合であったが、本年度は10専攻のうち1専攻が不適合とされた。適切な改善措置を講じたうえ新たに設けられた追評価システムを活用して、できるだけ速やかに適合認定を受けることを期待したい。

昨年度は広く経営全般を教育対象とする専門職大学院が多かったのに比べると、今年度は、経営系の中でも特定分野（会計5専攻・MOT4専攻）に重点を置くものが多いところに特色があった。学校教育法（第109条の3）は、「当該専門職大学院の課程に係る分野」ごとに専門職大学院の集団があり、その集団ごとに認証評価機関が存在する姿を想定しているものと思われる。認証評価基準の検討段階においては、本委員会ではどのような「分野」の専門職大学院を対象として認証評価するのかが度々議論の対象となった。

一応、「経営系」専門職大学院という分野が共通認識になってはいるのであるが、それでは具体的にどこで線を引いて「経営系」と「非経営系」を区分けするのはなかなか難しい。たとえば、同じくMOTを標榜していても、Managementに力点を置くか、Technologyに力点を置くかでかなり性格の異なる専門職大学院となる。「会計系」という以上その領域での専門性が求められるのであろうが、「経営系」としての共通領域に加重されるのか、一部代替してもいいのか。これらは「分野」が違うのか、同じ「分野」の中で特色を持った運営を目指しているのか。それともそんなことにこだわることに意味がないのか。

アメリカの典型的なビジネススクールでは、経営全般に関する専門的知識と同時に幅広い見識を兼ね備えた「経営のプロフェッショナル」育成を目指しているようである。しかし分業化が進んだ現代社会では、むしろ焦点を絞った分野において誰にも引けをとらぬ専門家を育てるという意味での「専門職大学院」も十分考えられる。会計専門職大学院やMOTでは、そのような姿を念頭において努力しているところもあろう。「経営系」といっても、医療経営や

ファッションビジネス経営に焦点を当てる行き方も見受けられる。実際、法科大学院以外の100専攻にのぼる専門職大学院はまことに多彩である。

わが国の専門職大学院制度は、そのあたりの議論がやや未整理のまま発足してしまった感をぬぐえない。中央教育審議会答申「新時代の大学院教育」（2005年9月5日）によると、専門職学位課程は「特定の高度専門職業人の養成に特化して、国際的に通用する高度で専門的な知識・能力を涵養する課程」と位置づけられている。当時はアメリカのプロフェッショナル・スクールを意識した大学院教育の再編成が話題になっていたから、経営系専門職大学院としては「国際的に通用する高度な知識・能力」を備えた「専門的」経営階層の育成がイメージされていたのではないだろうか。そのことは答申に「専門職学位課程は、各種の精巧な職業技術の習得等を主目的とする趣旨のものではなく、・・・国際競争場裡において産業界・実業界等で求められる・・・プロフェッショナル集団を強固に形成する上で重要な役割を果たす」とされていることから推測できる。ところが同じ答申にある「特定の高度専門職業人の養成に特化して」という部分に焦点を当てて専門職大学院のイメージを描くと、少し異なる姿が浮かんでくる。特にわが国では仕事に従事しながら研鑽を積む学生が多く、夜間・週末を中心としたカリキュラムを組まざるを得ない。そのような制約の中では、アメリカのように経営のオールラウンド・プレーヤー育成にこだわることはかえって非効率的との考え方もありえよう。

本来、認証評価によって「教育の質」を担保し向上を図るには、その前提条件として、専門職教育のターゲットが明確に設定されていなければならない。とはいえわが国の経営系専門職大学院の歴史は浅く、また、経営系専門職大学院に対する社会のニーズはまだ確立しているとは言えない。今の段階では、各大学院がいろいろなニーズを汲み取りつつ特色を生かして切磋琢磨する中で、日本社会に適合した（もちろん世界にも通用する）経営系専門職大学院像を生み出す努力を続けることが適当であろう。2年間の認証評価を経験して、しばらくは試行錯誤を続けざるを得ないと感じている。

学生教育基準

西澤 潤一 学校法人上智学院 顧問
上智大学 特任教授

大学で何を教えればよいかという基準は長い間に変化して来た。しかし本人が世の中に出て行って一人前の大人として仕事をさせられたときに、しっかり要求に応えられることが最低限必要である。そのために教師たるものは入学させるときからそのような卒業生に仕上げる事が出来るという見通しの持てる者だけに限って入学させることになっている。また学年が上がる時にもそれ相応の成長をしているかという前提でテストをして、大丈夫だと思えるものを進級させている。予定通り伸びている者やそれ以上の者については大丈夫だが、予定通り行っていない者についてはいろいろと工夫して伸びるように仕向けている。

だからバラツキの多い昔の学校ではどうしても個人指導の色合いが強く、弟子の方もいろいろの情報からつくべき師を選んで弟子として就学させていただけるまでは門前で座り込みをした時代が長かった。今より遥かに個人に合わせて教育指導を変えていった。学校教育は、東洋では西暦紀元前四世紀には既に行われていたが、江戸時代には寺子屋が普及して広く教育が行われていた点でも東洋は傑出していた。しかし、明治維新後、列国が示してくれた或いは持ち込んでくれた教育制度に大幅に影響され、所謂近代教育が行われるようになり、基準を作りその中ではかなり画一化された教育が行われるようになって来た。例えば国定教科書を各学年毎に作って進度を揃えて教育するようになって来た。然し依然として、特に入学時に一年ぐらいは早く入学を認める程度の融通はいつも利かせていたようである。

これが時を経ると共に次第に固定化して、早期入学などということも殆ど全く行われなくなり、同時に卒業成績一番の男が世の中に出てからも一番という訳にも次第に行かなくなった。明治に入って清国との関係が危なくなり、急に海軍を増強しなくてはならなくなった時に、急に陸軍少将を海軍少将に変えて海戦に臨んだことなど伝えられたり、帝国海軍が弱くなったのはハンモックナンバーを重視するようになってからだなどという文章が雑誌に掲載になっていた。これは、教育の内容が画一化されるようになり、便宜のため作る試問がまた画一化されるようになってからであるとも言えよう。時々反省が起こっても問題をいつも新し

い問題にしようなどという末端での調整であるから、かえって優れた処置をするような人を見落とされたりするケースが増してしまったりする甚だ不味い結果になったりしてしまった。試験官の方もジックリ時間をかけて選択するより簡単に早く結論を出そうとするから、意図に返す結果を導いてしまうことも寡くないこととなる。それでいて受験生に対しては優しくなるから、交通機関が止まったなどという時には再試験をやるのが当たり前ということになり昔のように前の日に来ていればいいのだから、と、銓衡では落としてしまうという、世の中で行われている方法すら適用しなくなるから、世の中に出たとき改めて吃驚するようなことになる。

一時盛んに言われた二代目は駄目だから外すようにしようという考え方にしても、本当は二代目なら前から初代の方の苦勞は見聞しているからしっかりやれる筈なのに駄目だというのは、見るべき時にちゃんと見ていない、周りがチヤホヤしてやらせない、手伝ってあげるなどするから起こっているのだろう。

可愛い子には旅をさせよという厳しい教育が何時の間にか抜けてしまったことが原因なのではないだろうか。日本にも明治時代には杉浦正剛のような教育者がちゃんと居られ、武士階級の教育はかえって平民教育より厳しかった。

アメリカ軍人が家族ぐるみ日本に移住して来た頃、両親の高価な服装に対して子供達はデニムズボンを穿いて極めて質素な格好をして、日本と逆なのに驚いた経験がある。その上、オープンカーの折り畳み屋根が動くのに興味を持って手を出し母親に叱られていた子供が、何度言われても手を出し遂に片手で吊るされて反対の手で尻を叩かれるのを見て愕然とした思い出がある。

決して甘いばかりが教育ではない。やはり世の中に出て行ったときにちゃんと独りでやれるようにしてやろうというのが教育の原点に存在することを忘れてはならない。点数をつければよいのではない。ちゃんとやっつけていけるか否かを見抜かなければならない。先生が一番と言えば、世の中に出て行ってもちゃんと一番でなければならぬのだ。

「内部質保証システムの構築 —国内外大学の内部質保証システムの実態調査—」の概要について

平成20年度文部科学省大学評価研究委託事業報告書

生和 秀敏 大学基準協会特任研究員

平成23年度から認証評価が第2期を迎えるに当たり、大学基準協会では、これまでの評価基準及び評価項目を大幅に削減するとともに、大学自らの「内部質保証システム」の構築を期待する新たな大学評価システムを提案し、その概要をガイドブックに纏め、ホームページ上で公開した(平成21年10月)。

この変更に踏み切った背景には、平成20年度の文部科学省大学評価研究委託事業として行った「国内外大学の内部質保証システムの実態調査」によって得られた知見によるところが大きい。

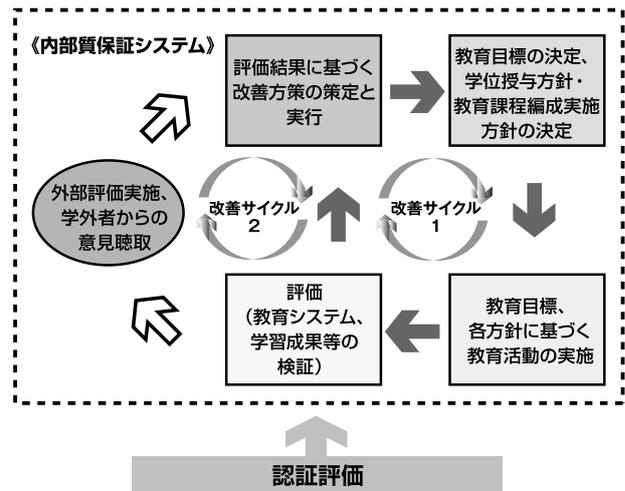
大学設置基準の緩和に伴い、大学の質保証は、これまでは第三者である認証評価機関によって行われる評価にその役割が期待されていた。しかし、自主・自律を掲げる大学は、第三者による評価を待つまでもなく、自らの責任で大学の諸活動についての点検・評価を行い、その結果をもとに改革・改善に努め、そのことを通じて、大学の質を自ら保証することのできる「内部質保証システム」を構築する必要がある。これからの認証評価は、大学が構築している「内部質保証システム」が機能しているかどうかをチェックすることに主眼を置き、質保証の責任は、改革・改善の主体である大学自身に委ねるべきだと考える。

本報告書の内容は、「Ⅰ. 大学の内部質保証に向けて」、「Ⅱ. 我が国の大学における内部質保証システムの実態調査・アンケート結果報告」、「Ⅲ. 国内の大学に対する訪問調査報告」、「Ⅳ. 海外の大学、評価機関に対する訪問調査」、「Ⅴ. 大学評価セミナー」、「Ⅵ. まとめと今後の課題」の6部から構成されている。

「Ⅰ. 大学の内部質保証に向けて」は、現行の自己点検・評価や認証評価の問題を俯瞰し、大学基準協会が考える「内部質保証システム」の輪郭を述べたものである。図は、内部質保証システムと認証評価の関係を示したものである。

「Ⅱ. 我が国の大学における内部質保証システムの実態調査・アンケート結果報告」は、我が国の4年制大学563校(送付大学は752校、回収率は75.5%)の回答結果を纏めたものである。設問は、自己点検・評価体制、自己点検・評価の実施状況、評価結果のフィードバック、自己点検・評価報告書の公開状況、評価・計画・改善体制、評価に基づく主な改善事例、データベース化の進捗状況、FDおよびSDの実施状況、学生評価の実施、外部評価の実施状況、第三者評価の実施状況、質保証のための工夫などの項目から構成されている。

内部質保証システムと認証評価の関係図



「Ⅲ. 国内の大学に対する訪問調査報告」は、自己点検・評価の充実など大学教育の質の改善システムにおいて、特色ある取組や先進的な試みを実践している7大学を訪問し、その具体的内容を把握するとともに、内部質保証システムの構築に向けての意見交換の結果などを、自己点検・評価の現況、改革・改善への連動、質保証の方法という3つの観点から纏めたものである。

「Ⅳ. 海外の大学、評価機関に対する訪問調査」は、アメリカ(カリフォルニア州立大学バークレー校など4大学1機関)、イギリス(パーミンガム大学など4大学1機関)、ドイツ(マインツ大学など2大学3機関)、オーストラリア(ニューキャッスル大学など4大学1機関)の各大学及び評価機関等で実施されている質保証の取組を紹介したものである。

「Ⅴ. 大学評価セミナー」は、平成20年10月10日に行った大学評価セミナー(質の高い大学教育を実現するために)における基調講演、事例報告、パネルディスカッションの概要を纏めたものである。

「Ⅵ. まとめと今後の課題」は、一連の調査結果から得られた情報をもとに、質保証に向けた各大学の取り進むべき方向と課題を包括的に述べている。

なお、この報告書の全文は、資料も含め、大学基準協会のホームページに掲載されている。

(<http://www.juaa.or.jp/publication/data/index.html>)是非ご覧頂き、各大学の内部質保証システムの構築に役立てていただければ幸いです。

認証評価を受けて—自己点検の取り組みから認証後まで—

濱谷 英次 武庫川女子大学 共通教育部教授

平成21年は本学院の創立70周年、大学創立60周年に当る節目の年であった。これを機に、本学の活動全般を見直し、課題を洗い出し、さらなる発展の基礎を確かなものにするという意味から、平成20年度に大学基準協会の認証評価を受けることとした。

【取り組み経過】

点検評価作業の取りまとめは、大学院と4学部各々の自己評価委員会とともに、取り組み全体を統括する大学自己評価委員会が行った。本学は大学院4研究科、大学13学科があり、事務局の部課も多く、報告書を仕上げるには約2年を要すると予想した。

実施に際し、教職員に点検評価の趣旨徹底のため、教員には平成18年後期の合同教授会（4学部合同で行う教授会）で学長より、職員には事務局長より、取り組みについて説明し周知徹底を行った。併せて大学自己評価委員会から、評価項目に沿い、研究科、学科、事務局各部に点検評価作業と報告書素案の作成を依頼した。また学内ネットワーク上に専用のポータルを設け、他部署の素案も参照可能とした。

各素案の調整には膨大な時間を要するため、大学自己評価委員会の下に副学長を委員長とし委員4名からなる小委員会を設け、大学自己評価委員会へ提出する原案作成を行った。これは、大学自己評価委員会が、外部評価以外にも検討事項があることや、評価報告書作成には、関係者が頻繁に会合を持ち密度の高い議論が必要なため、小回りが利く少人数でないと現実的ではないとの判断による。

素案提出は平成19年5月1日現在のデータが前提のため、平成19年7月末締め切りとしたが、評価項目が複数部署に関わる事項もあり、部署間の調整に時間を要し、締め切り後提出の部署もあった。小委員会では夏休み抜きで、素案を提出されたものから順次審議し、疑問点や表現の不備など細部にわたり指摘を行い、当該部署に修正を求めた。さらに、記述内容の意図確認のため、部署毎にヒアリングを行うなど小委員会の開催回数は61回に達した。

こうして平成20年初頭に素案を完成させ、大学自己評価委員会での最終的な検討を経て、4月に大学基準協会へ正式書類として提出した。平成20年秋には実地視察も行われ、平成21年3月に「大学として基準に適合」との認証評価結果をいただいた。

【取り組みで印象に残る点】

自己評価委員会ですら当初話題になったのは、点検項目の

細かさであった。仔細に見ると複数項目に関連する項目もあり、どの項目で記述するか議論になった。現在では点検項目の見直しが行われ、こうした点のいくつかは解消されたと仄聞している。

また、小委員会で特に議論になったのは、各部署から出された素案の内容的な深さや表現のばらつきであった。概略的な記述の部署もあれば、詳細な記述の部署もあり、報告書全体としての統一感を持たせる上で、調整に苦労したというのが実感である。

報告書作成過程で明らかになったのは、学内的には日常的な事柄を外部の方々に分かるように記述することの難しさである。例えば、前述の合同教授会などは、本学特有のものである。外部の目でみれば、この組織はどのような位置付けであり、どのような権限と義務を持っているのかが当然疑問になる。こうした点が明らかになるよう記述をどうするかは、評価を受ける上で重要になる。

素案の検討過程で、最もインパクトがあったのは、学部・学科の使命・目的・教育目標であろう。特に、設立後年数を経た学部・学科については、掘って立つ足元を見直す絶好の機会になったと思われる。この点は、まさに自己評価・自己点検の趣旨が最も活かされた作業の一つであろう。

【点検評価その後】

点検評価作業とは別に、平成18年度から学長を委員長とする大学改革推進委員会を設け、本学の教育改革の取り組みを先導している。委員会発足の冒頭、委員長より、『カリキュラム改正の議論に関し「実力低下は学生側の問題であり、教員側の問題ではない」、「自分の時代は現行でよい」といった議論は行わないでいただきたい。』との発言があり、以後関係者はこれを肝に銘じ改革に取り組みつつある。

平成20年1月には全学的組織としてFD推進委員会を発足させ、月1回の授業研究会を始め、講演会の開催、FDニュースの発行など様々なFD活動を行っている。

平成21年度には、学長による各学科代表者からのヒアリングを実施し、教育改革の諸問題について、さらなる洗い出しを行い、話題となった共通教育、特別学期等について学科向けにアンケートも行い、明らかになった課題について、教育改革推進委員会、自己評価委員会、共通教育委員会、教務部等関係機関で検討が進んでいる。こうした各種改革の取り組みの延長として、現在新たに5つの戦略的な柱に基づく10ヵ年計画の策定に取り組みつつある。

ブックレビュー

須藤八千代、渋谷典子 編 『女性たちの大学院 —社会人が大学院の門を くぐるとき』

(生活書院)

2009年10月 263頁 2,200円+税



本書は、「社会人」である8名の「女性」たちが大学院というアカデミズムのなかに身を投じ、そこで経験した大学院生活を克明に綴ったものである。学歴、職歴、また家庭環境など異なる背景をもつ著者たちに共通するものは、研究に対するゆるぎない欲望である。明快な目的意識から大学院生活をスタートさせた彼女らは、「女性」であるがゆえの制約のなかから効率的に時間を作り出し、論文作成に取り組む姿は感動的でさえある。しかし一方、彼女らの経験談からみえてくるものは、大学教育とは何か、大学院における研究とは何かという、大学存在への基本的な問いかけである。

少子化による18歳人口の減少、独立行政法人化による大学運営の変化、増殖しすぎた大学の教育の質の低下など大学のさまざまな問題が、彼女らの語りから明らかにされていく。ある国立大学の入学式では大学生の数よりも大学院生の数のほうが多いという実態のなか、研究目的もも

たないまま大学院生となる若者が少なからずいる。論文を書かないまま修士課程を修了する学生さえいる。こうした大学院の状況を目の当たりにする著者のひとは、日本のアカデミズムに危機感さえ抱いている。

欧米においては25歳以上のいわゆる「マチュア・スチューデント」が大学で学ぶ姿はごく当たり前の光景であるが、日本でも著者たちのような学生が増え、大学生や大学院生の定義を変えつつある。社会人学生の受け入れは、大学運営にとっても大きな意味をもつが、さまざまな視点をもつ学生が一般学生に交わって学ぶことは、大学院の質を向上させるうえでも重要であろう。

本書は、研究意欲さえあれば、研究の機会はさまざまな方法で手に入れることが可能であることを実証している。さらに、大学が「象牙の塔」としてのアカデミズムの場に陥ることなく、企業社会や実務社会と強いつながりのある「実践的研究教育」の場であることも強く主張する。著者たちは、「学問的知と実践的知の融合」という研究姿勢を貫いている。こうした姿勢は「社会人学生」であるからこそ見えてくるのであろう。大学教育のグローバルスタンダードとしての質が問われる昨今、大学教育の原点を問い直すきっかけを与えてくれる1冊である。

有満 保江 同志社大学 言語文化教育研究センター教授

高橋寛人 著 『20世紀日本の公立大学 —地域はなぜ大学を必要 とするか』

(日本図書センター)

2009年8月 352頁 3,800円+税



公立大学はなぜつくられたのか、地方自治体はなぜ公立大学を必要としたのか。本書はこの問いに答えることで、今後の公立大学のあるべき姿を示そうとする。明治期の専門学校誕生、戦時下の公立専門学校の急増(医学、工学、農業系)、戦後の学制改革による新制公立大学の出発、高度成長期における国立への移管運動、大学大衆化を受けた文部省と国土庁の大学政策、18歳人口減少期における公立大学増設の経緯など、日本の公立大学の多様な歴史を集めた書である。そのなかには1965年の公立大学事件3件も、公立大学特有の脆弱性が表面化した例としてあがっている。また、最近の看護系公立大学の急増は、国策で旧制専門学校が次々とつくられた戦時下の状況と似ているという指摘も、興味深い。

なかでも際立つのは、公立大学の地域貢献についての指摘である。近年、国公私立を問わず大学の地域貢献が強調される。公立大学の場合とくに地域住民の税金に

よって賄われている以上、設置者である自治体が大学に地域貢献を期待するのは当然かもしれない。だが、著者は当然とされるこのことに注意を喚起する。

たとえば1980年代の公立大学創設ラッシュは国土政策が背後にあり、大学を地方に立地することによって地方都市の魅力を高め、地域開発を進め、地域の研究・教育を進める目的があった。ところが著者いわく、「大学と自治体との関係は、普遍性と地域性という原理的に対立する側面を有して」おり、公立大学が「地域に埋没して普遍性をおろそかにすれば社会的評価は低下する」。地域に特化した研究・教育だけに頼ってしまえば、地域外からの志願者が減り競争倍率が低下し、大学の評価も下がる。評価の低い大学へは地元の高校生も進学したまらない。結局、自治体が企図する大学による地域活性化も望めなくなる。公立大学が長期的に地域貢献を果たすためには、地域をこえた普遍的な研究・教育が必要であり、そのためには大学の自治、学問の自由が保障されねばならぬと著者は力説する。これは、保身のための「業績づくり」に熱中するあまり普遍性を求める視点を忘れるな、との研究者への警告としても読める。行政・研究どちらに携わる者にも一読の価値ある書である。

亀澤 美由紀 首都大学東京 人文科学研究科准教授

大学時論

大学の地域格差

今田 寛 大学基準協会監事
広島女学院大学 学長

入試シーズンが始まったが今年も広島は狙われた。145もの大学が広島市内に地方試験場を設けて学生を採りにきたのである。近畿圏の57私大、首都圏の20私大が含まれる。しかも大都市圏の私大は近年規模拡大傾向にある。たとえば首都圏12大学、近畿圏8大学を含む20主要私大の2009年度の入学定員は、2004年度のそれに比べて105%、実数にして5557名増となっている。つまりこれらの大学は器を大きくして地方に学生を採りに来るのであるから地方はたまったものではない。このような傾向を反映して、2008年度には広島県下の進学者の50%が県外に流出し、そのうちの30%が京都・大阪・兵庫の大学に、14%が東京に流れた。また国立大学も最近では定員を超過して学生を採るようになった。2008年度のデータによると、定員充足率110%以上の国立大学の数は86のうち64もあり、内7校は120%を超えている。そしてその内の3校は大阪、兵庫、京都にあるのだから、これも流出と格差拡大に拍車をかけている。

ではなぜこのような格差が生まれたのか。一つには自由競争を煽る近年の風潮とその背後にある経済界のせっかちな成果主義による教育界の蹂躪である。国際競争力という錦の御旗のもとで物づくりの論理が人づくりのそれにすり替えられた。加えてわが国には古くから一次元序列主義が強い。

多様なものに価値を認め、それぞれを正当に評価する風土が薄い。しかし風潮や風土を変えるのは一朝一夕にはいかない。即効性のある施策としては取容定員の上限の1.3倍基準を段階的に厳しくするとか、国からの補助金の額を何らかの条件をつけて、1.3から0.8倍あたりまで傾斜をつけることなどではないか。定員割れ校にペナルティで対応する現在の発想とは逆の傾斜である。これは教育の質保証の観点からも意味があると思う。

幸い新政権の誕生後、地方・弱者への眼差しが多少変わった。私学事業団の理事長にも初めて首都圏以外から河田氏が選ばれた。そして同氏も「大事なのは、地方の小規模な私大が生き残っていくこと」と明言されている。また本協会の納谷会長も地域格差是正には積極的である。私大連にも動きが見られる。しかしトップダウンの基準に追い立てられての改善でなく、各大学の自発性に基づく改善を促すことに大学連合体はもっとイニシアティブを発揮すべきではないか。中教審まかせでなく。しかし何をするにも財政規模がものをいう時代、小規模地方大学のできることは限られている。そしてできない大学は負のスパイラルへ、できる大学は正のスパイラルへと、格差は広がる一方である。イコールフットリングは程遠い。

じゅあ 会員の広場

建学の精神をいかして

高木 孝子 ノートルダム清心女子大学 学長

カトリックの教育修道女会を設立母体とする本学は、その教育理念の実質化にかかわる特色ある儀式を行ってきた。それは、4年次の初めに行われるキャップ・アンド・ガウン授与式と、卒業式の直前に行われるフード授与式である。前者は、卒業年次生にキャップとガウンを与えて、彼女らに学士候補生という資格を付与する式典である。新たな資格を得て、学生たちはこの一年間の学修に自覚をもって取り組むよう促される。後者は、学生に学位を象徴するフードを与えて彼女らの学修の達成を祝福し、神とともに感謝するミサ形式の式典である。黒のアカデミック・ドレスに身を包み、緩やかな歩みで入場した学生は、前者では大学生生活の充実を誓い、後者ではその成就を宣言する。二つの儀式は、本学の教育理念とその実践のあり方を象徴するものとして、本学の特色をなしている。

なお、GPに関しては、本年度より学生の就職支援GPに取り組むとともに、大学コンソーシアム岡山を母体とする大学連携GPに参加して、教育指導の一層の充実を図っている。

連携による大学の充実を目指して

白木 靖寛 東京都市大学 副学長

女子短大との統合を機に、校名を東京都市大学（略称：都市大）と変更して、この4月で1年になる。新校名も少しずつ浸透して来ており、お陰様で受験生も増えている。統合により文系の学部が発足し、小さいながらも総合大学となったが、今後は名前にふさわしい大学にすべく内容を充実させることが課題である。その一つの取り組みとして強力に推進しているのが、大学間連携である。生体医学の充実のために昭和大学と、工業デザイン教育の強化のために多摩美術大学と連携させて頂いている。さらに特筆すべきは、文科省からのご支援をいただき、室蘭工業大学と包括的な連携事業を行っている。この連携は、私大国立大の枠を超え、地域も東京と北海道との広域連携であり、極めて異色である。教員の相互出前授業の実施は勿論、事務改善を目指した人的交流も活発に行っている。また、大学院に関しては、この4月から早稲田大学と「共同原子力専攻」を発足させて頂くことになり、渋谷にそのための教室を新設している。このように、1大学での施策の限界を少しでも打破するために、大学間連携事業を積極的に推し進めているところである。

正会員大学プロフィール

宮城教育大学

宮城県仙台市
(国立大学法人)



宮城教育大学は1965年の創設以来、東北地区唯一の教員養成を目的とする単科大学としての役割を果たすべく取り組みを続けて来ている。2004年度の国立大学法人化以降は、教員養成教育と現職教育を両輪とする地域に密着した教育を目標に掲げて教育研究の充実を努めており、2008年度には大学院教育学研究科に、力量あるスクールリーダー（中核の中堅教員）の養成と優れた専門的職業能力を備えた人材の育成を目的とする専門職学位課程（教職大学院）を設置した。2005年度に大学基準協会の認証評価を受け、次回の認証評価申請に向けて、教育の未来と子ども達の未来のために教育研究の更なる向上をはかっているところである。

(宮城教育大学長 高橋 孝助)

高野山大学

和歌山県高野町
(私立)



本学は、古義大学林と称して1886年に創立、1949年今の新制高野山大学となったが、本学の建学精神・教育理念は真言宗祖弘法大師空海の『綜芸種智院式』に記された教育精神に遡る。仏教・密教思想と宗祖の教えを基底とし、人文学分野の専門的学問研究・教育を以って、宗門大学の使命として学生の人格陶冶に寄与せんとする。教育の根本を「いのち・文化・創造」のキーワードとして具現化し、文学部、大学院、別科で組織される。1993年自己点検・評価委員会設置、1995年大学基準協会維持会員加入承認、2005年同協会の認証評価を受け、全学的な改善改革を進めながら、2011年度に二回目の認証評価の申請を計画している。

(高野山大学学長 藤村 隆淳)

産業医科大学

福岡県北九州市
(私立)



本学は、1978年に産業医学の振興と産業医等の育成を目的に創設され、3大目標は①全国80医科大学の常にトップ10にあること、②日本及び全世界の産業医学のメッカであること、③地域の拠点病院として地域医療に貢献することである。この目的に沿って過去3回の膨大な「自己点検・評価報告書」を作成、平成19年に「適合認定書」を受けた。また、「中期目標・中期計画」を立て、第1期の平成16年度～21年度の評価を終え、目標の「スリムで質の高い教育（教育、研究、産業医育成、社会・海外交流）、及び「学務運営の改善」で自己及び厚生労働省の高い評価を受けている。また、文科省の2つの大学支援プログラムが進行中である。

(産業医科大学学長 和田 攻)

駿河台大学

埼玉県飯能市
(私立)



本学は、1987年に学校法人駿河台学園によって設立され、今年度創立23周年を迎えた。現在、法学部、経済学部、メディア情報学部、現代文化学部、心理学部の5学部及び大学院4研究科からなっている。

本学の教育理念は「愛情教育」であり、教員と学生との人格的接触を積極的に図り、学生一人ひとりの個性を尊重しつつ、両者の対話を通じて人格の陶冶を図り、知的教養と専門的学術の修得を目指す「人格教育」の実現に取り組んでいる。

2007年に大学基準協会の大学基準「適合」の認証を受けた。この自己点検で確認した改善・向上方策、及び認証評価の結果を踏まえ、教育・研究の充実を図ってきた。現在、その成果について自己点検・評価報告書を準備中である。

(駿河台大学学長 成田 憲彦)

大正大学

東京都豊島区
(私立)



本学は、1926年旧大学令により設立され、以来84年にわたり仏教精神である「智慧と慈悲」の実践を教育目標として掲げ、多くの人材を世に送り出してきた。2009年にTSR（大正大学の社会的責任）を策定し、これに基づく新教育ビジョン「4つの人となる」を指針として、社会と共に歩み、人間の福祉（幸せ）に貢献できる人材を育てていく。2010年度には伝統的な仏教学部を復活させ、さらに表現学部を設置し、従来人間学部、文学部の2学部から4学部となる。

2007年に大学基準協会の相互評価・認証評価を申請し、大学基準「適合」の認証を受け、今後も自己点検や認証評価の結果を踏まえ、教育・研究の充実を図っていく。

(大正大学学長 多田 孝文[2010年4月1日就任])

大東文化大学

東京都板橋区
(私立)



本学は、1923年の第44回衆議院議院を通過した「漢学振興ニ関スル建議案」を嚆矢として認可を受けた財団法人大東文化協会により国庫補助をもって設置認可された大東文化学院を前身とする大学である。創立87年を迎え8学部19学科、7研究科、法務研究科で構成しており、約1万3千人の在学生を擁する。

自己点検・評価活動は1994年に大学の教育・研究の水準の向上を図り、大学に課せられた社会的使命を実現することを目的とした自己点検・評価規程を制定した。1998年に自己点検・評価を実施し、その報告書を刊行した。2001年度に大学基準協会による相互評価を受け「適合」と認証され、2010年度は同協会による認証評価を受けることとしている。

(大東文化大学学長 渡部 茂)

募集のテーマ

- ①「大学時論」……………毎号1篇
900字程度——広く大学論、教育論に関わるもの
- ②「会員の広場」……………毎号数篇
400字程度——高等教育あるいは大学基準協会を取り巻く諸問題についてのご意見等

広報委員会

委員長 中村信一(金沢大学)
委員 有満保江(同志社大学) 亀澤美由紀(首都大学東京) 鈴木健(明治大学)
田中克俊(北里大学) 廣川二郎(東京工業大学)

“じゅあ”は関係方面はじめ会員大学の専任教員並びに課長職以上の方々にお配りしています。送付部数に変更のある場合は事務局までご連絡下さい。また、“じゅあ”は本協会ホームページからダウンロードできます。

投稿規定

- ※ 寄稿資格は広く大学機関にご関係の方。氏名のほか、所属、職名、専攻を記入。字数は、左記の通りで、締切は6月上旬です。
- ※ 採否は広報委員会決定し、原稿は返却しません。
- ※ 掲載原稿には内規により薄謝を呈します。
- ※ 送付先 〒162-0842 東京都新宿区市谷砂土原町2-7-13
財団法人 大学基準協会 総務課

編集後記

私が勤務している東京工業大学でも各専攻において、男女共同参画の推進の一つとして、各界で活躍されている女性の研究者をお招きして講演会を開催しています。私も一つの講演会に参加しましたが、「男女のことに限らず、いろいろな立場の方がいるということを知ってほしい」と言われたことが印象に残りました。常日頃、教育研究等に忙しくしていますが、時には忘れがちな話を聞くのは良いことだと再認識しました。(廣川二郎)